

カウンセリング記録等の開示を請求する方へ（お知らせ）

開示請求をされる方は、この「お知らせ」をご覧ください、必要書類等をご持参のうえ、申し出てください。なお、請求を受けてから開示までは、3～4週間のお時間をいただきます。また、所定の料金を定めていますので、あらかじめご了承ください、手続きされるようお願いいたします。

1. 開示請求ができる範囲

カウンセリング継続中のものまたはカウンセリング完結後5年（法令で定められた保管期間）以内のカウンセリング記録（カルテ）、心理検査所見、カウンセリングを目的として当相談室にて作成されたものとします。

2. 開示請求ができる方

次のいずれかに該当される方のうち、1名もしくは2名に限ります。

- (1) 成年クライアント本人（20歳以上）
- (2) 成年クライアント本人の同意を得た親族および法定代理人
- (3) 満15歳以上の未成年クライアントの同意を得た親権者および法定代理人（内容によってはクライアント本人のみの請求を認める）
- (4) 満15歳未満の未成年クライアントの親権者および法定代理人
- (5) 合理的判断が困難となっている成年クライアントと生計を同じくしている親族およびこれに準ずる縁故者
- (6) 死亡したクライアントの法定相続人

3. 開示のできない場合

次のいずれかに該当する場合は、開示できませんのでご了承ください。

- (1) 治療効果等や心身の状態への悪影響が予想される場合
- (2) クライアント本人に告知していない内容等が記載されている場合（部分不開示）
- (3) クライアント本人が生前またはカウンセリング中において不開示の意思を表明している場合
- (4) 紹介状等、第三者から得た情報が含まれており、当該第三者の了解が得られない場合
- (5) 家族、および関係者の権利、利益を損なう恐れがある場合
- (6) 未成年クライアントの法定代理人による請求がされた場合、提供することが当該未成年クライアントの利益を損なう場合
- (7) 請求者が閲覧室に記録機器を持ち込んだ場合
- (8) その他開示を不適当とする事由があると相談室長が認める場合

4. 開示方法

口頭による説明、要約書、閲覧、謄写のいずれかにより行います。

5. 開示請求に必要な書類等

開示請求者は、次の書類等が必要になります。また、2名で開示請求をする場合は、下記(2)、(3)および(4)について、それぞれご準備ください。

(1) カウンセリング記録等開示請求書

(2) 開示請求する方のご印鑑および本人確認ができる書類（詳細は8 - [1]のとおり）

(3) 開示請求する方がクライアント本人以外の場合は、関係を証明する書類（詳細は8 - [2]のとおり）

(4) 2. 開示請求できる方のうち(2)もしくは(3)に該当する場合は、同意書

同意書の提出ができない場合には、提出できない理由およびそのことを証明できる書類が必要になります。

(5) 2. 開示請求できる方(6)に該当する場合は、亡くなっていることが確認できる書類

6. 開示に伴う料金

開示料金として、「9. カウンセリング記録等開示に係わる費用」のとおり請求させていただきます。

7. 開示の手順

(1) 開示請求される方は、上記5の必要な書類等をご準備のうえ、直接、提出してください（郵送不可）。請求書受領後に、相談室として開示の可否等を判断いたしますので、3～4週間のお時間をいただきます。決定までの間、お待ちください。

(2) 決定後は、決定内容に従った準備が整い次第、速やかに請求者へ開示の可否を回答書にてご連絡いたします。

(3) 開示が決定した場合は、開示日当日、郵送した回答書および請求時と同様に本人確認ができる書類（2名の場合は各々）を再度お持ちください。確認書類等を提示されなかった場合、請求者以外の方が来室された場合は、開示をすることはできませんのでご注意ください。

8. 身分証明書類

カウンセリング記録等を請求する場合には、プライバシーの保護のため身分を証明する書類が必要となります。証明書類の原本（写しは不可）を提示してください。提示された書類は、写しを取った後にお返しします。なお、開示請求者が2名の場合は、それぞれ身分を証明する書類が必要となりますのでご注意ください。

[1] 開示請求者本人確認 ※有効なものに限ります。

請求者本人であることを確認するために必要な書類の写しを提出していただくこととなりますので、ご了承下さい。尚、1つ提出すれば良いものと、2つ提出しなければならないものがあります。

1つで良いもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・船員手帳 ・海技免状 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引主任者証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定電気工事従業者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦車運転免許証 ・教習資格認定証 ・顔写真が貼ってあるシールプレス付きの身体障害者手帳 ・顔写真が貼ってある官公庁職員身分証明書 ・その他公益団体の顔写真が貼ってある身分証明書
2つ必要なもの A + AまたはA + B	
【 A 】	【 B 】
<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・共済組合員証 ・年金手帳（証書） ・恩給証書 ・開示請求書に押印した印鑑の印鑑登録証明書 （請求日前3ヶ月以内に作成されたもの） 	<ul style="list-style-type: none"> 次のうち写真が貼ってあるもの ・会社の身分証明書 ・学生証 ・公の機関が発行した資格証明書

[2] 開示請求者がクライアント本人以外の場合

クライアント本人以外の方が開示を請求する場合は、上記[1]の他にクライアントとの関係（資格）を証明するための書類および同意書が必要になります。（請求日前3ヶ月以内に作成されたもの）

- ・戸籍謄本
- ・住民票
- ・家庭裁判所の証明書
- ・その他、代理人関係を確認し得る書類

9. カウンセリング記録等開示に係わる費用

カウンセリング記録等の開示に対し、次のとおり料金を定めています。

- 1) 開示手数料（1申請につき） 5,000 円
- 2) 口頭による説明 12,000 円/60 分（超過加算 6,000 円/30 分）
- 3) 要約書 5,000 円/通（A4）
- 4) 閲覧（第3者の説明不可） 開示手数料に含む（最長2時間以内とする）
- 5) 謄写 カウンセリング記録 50 円/枚（A4・白黒）

以上

カウンセリング記録等開示請求書

申請日 年 月 日

以下の内容で、カウンセリング記録の開示申請をいたします。

申請者氏名 ⑩ 続柄

生年月日 年 月 日 (歳)

住 所

電話番号

開示内容

・全期間

・一部の期間 年 月から 年 月まで

カウンセリング記録 心理検査所見

開示申請の事由

以上、相違ありません